

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 3 7 号

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和 4 1 年大和市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式備考第 3 項中第 1 号中「第 3 1 条第 1 号ア」の次に「及びウ」を加え、同項第 3 号中「第 3 1 条第 1 号ウ」を「第 3 1 条第 1 号エ」に、「第 3 1 条第 1 号エ」を「第 3 1 条第 1 号オ」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。